

令和8年4月1日

伊丹市議会情報セキュリティ基本方針

1. 方針の目的

本基本方針は、伊丹市議会(以下「議会」という。)が議会活動及び議員活動(以下「議会活動等」という。)を行う上で取り扱う情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するとともに、議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。また、本基本方針を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第244条の6第1項の規定に基づき、サイバーセキュリティを確保するための方針として位置付ける。

2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産を様々な脅威から守り、その価値を維持することをいう。

(4) 議会

議会及び委員会(それらの構成員としての議員も含む。)並びに議会事務局及びその職員をいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、操作・設定ミス、監査機能の不備、委託管理の不備、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害による業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 適用範囲

(1) 機関の範囲

本基本方針が適用される機関は、議会とする。なお、議会のうち議会事務局は「伊丹市情報セキュリティポリシー」を併せて遵守することとする。

(2)情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア. ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ. ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報

5. 議会の遵守義務

議会は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、議会活動等の遂行に当たって本基本方針を遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

上記3. の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1)組織体制

議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2)情報資産の分類と管理

議会の保有する情報資産をその重要性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3)物理的セキュリティ

議会は、議会の保有するパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4)人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議会が遵守すべき事項を定めるとともに、教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5)技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6)業務委託

議会活動等において業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

(7)情報セキュリティ監査・自己点検の実施及び評価・見直し

本基本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。本基本方針の見直しが必要な場合は、適宜本基本方針の見直しを行う。

7. 本基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、本基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、本基本方針を見直す。